第

6425

뭉



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 4月 22日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ▲ 盆暮れに役員に賞与を支給する場合

A: 事前確定給与の届出をして、その届出した賞与の額をその届出した日に支給すれば、損金になります。

## 【解説】

給与に係る役員の職務執行期間は一般的に は定時株主総会から次の定時株主総会までの 1年間であると解されていることや、民法と 委任の報酬が原則後払いとされていることな どから、職務執行期間中に賞与(給与)を支給 すると税務上問題になるのではと思われるか もわかりませんが、使用人に対する賞与い 般に盆暮れの時期に支給されているという慣 行があることなどからすると、役員に対して も同時期に支給することはあながち不自然な ことではないと考えられます。

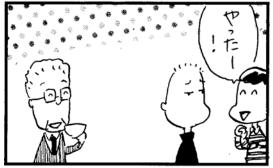
したがって、会社が役員への賞与の支給時期を使用人への盆暮れの賞与と同じ時期とし、かつ、毎期継続して同時期に賞与の支給を行っているときは、支給した給与の額を損金の額に算入することが認められる取扱いとなっています。

ただし、この場合には、事前確定給与の届出をして、その届出をした時期に届出どおりの金額を支給しなければなりませんので、この点に注意してください。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】